

おおさか西

発行所 近畿税理士会西支部 〒550-0021 大阪市西区川口2-7-6 公益社団法人 西納税協会内
発行人 神田 有啓 編集人 松元 早仙



鶴見緑地 (小林 幸一会員)

目

確定申告期を終えて……………山本 仁昭(2)
e-Taxの利用状況等について……新井 和彦(2)
新春講演会と意見交換会……………(3)
会員ひろば
私の第二の故郷……………河合由紀子(4)
私の趣味……………川嶋 善明(4)
私の趣味……………田中 雅子(4)
委員会活動報告……………(5)

次

委員会だより
研修会……………(6)
ボウリング大会……………(6)
租税教室……………(6)
西税務署からのお知らせ……………(8)
大阪府・大阪市からのお知らせ……………(10)
日帰り支部旅行……………長畑 裕史(11)
新入会員のご紹介……………(12)
会員の動き……………(13)
写真コーナー……………(14)
編集後記……………(14)

確定申告期を終えて



税務支援対策委員会担当副支部長

やま もと ひと あき
山 本 仁 昭

新緑が鮮やかな季節となり、西支部の会員先生方には益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平成25年分所得税確定申告の税務支援につきましてはご多忙の中、多数の会員先生方のご協力を賜りまして誠にありがとうございました。

今年も年金受給者所得税確定申告事前相談会、支部間応援による地区相談会場、還付申告相談センター、公益社団法人西納税協会からの要請による個人部会の確定申告相談及びe-Taxによる代理送信、大阪商工会議所西支部の確定申告相談、大

阪府第1支部連合会の「会計ソフト方式による記帳指導」に延べ145名の会員先生方に従事していただきました。

お陰様で無事に税務支援を終えることができました。今後とも税理士の使命として一層のご協力、宜しくお願い申し上げます。

末尾ながら会員先生方のご健勝、ご多幸、ご事業のさらなるご発展を祈念いたしましてお礼とさせていただきます。ありがとうございました。

e-Taxの利用状況等について



情報化対策委員会担当副支部長

あら い かず ひこ
新 井 和 彦

新緑の候、会員の先生方には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は支部運営に多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、平成25年分所得税確定申告におきましてはe-Tax代理送信をはじめ、何かとご協力を賜りましたことにつき心より御礼申し上げます。

e-Taxの利用状況等におきましても、平成24年度はオンライン利用率、ICT活用率ともに前年を上回りさらなる向上を見ることができました。これもひとえに会員先生方の電子申告普及に対する深いご理解とご協力の賜物と感謝申し上げます。

ご承知のとおり、日本税理士会連合会では電子申告の普及に取り組み、毎年確定申告終了後から、電子申告の問題点や課題を実務家の視点から抽出し、国税庁に対し改善要望を提示してきました。

その結果、国税庁においても、①第三者作成書

類の添付省略、②税理士による代理送信、③e-Taxによる還付申告の処理期間短縮、④所得税確定申告期間のe-Taxの24時間受付、⑤ヘルプデスクの強化、⑥贈与税申告のe-Tax利用可能などに加え、さらに平成25年度からは、納税証明書のオンライン請求の利便化、所得税確定申告時期以外の平日受付時間の延長と、利用者視点に基づく使い勝手の良いシステム改善等が多く実施されています。今後も皆様からの改善要望をお寄せいただければ、どんどん提示していきたいと思っております。

平成26年度税制改正のなかの税理士制度の見直しの1つに「電子申告等における税理士業務の明確化」が挙げられております。即ちICT(情報通信技術)社会の進展に伴い、今後電子申告等については更なる利用が見込まれるため、電子申告等

電磁的記録をもってする事務は単なる税務書類の作成にとどまらず、電子申告等のコンピューターを用いた業務についても、法第2条第1項の税理士業務に含まれることを明確にすべきであるというものです。このことからさらなる電子申告の普

及拡大は求められております。今後ともご理解ご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

末筆ながら、会員先生方のご健勝とご事業の一層のご発展を祈念いたしまして、お礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

平成26年 新春講演会と意見交換会

1月8日(水)午後5時よりホテルモンテグラスミア大阪において、恒例の新春講演会と意見交換会が開催されました。

第1部講演会では講師として西税務署花崎恭一副署長をお招きし、「税務よもやま話」をテーマとしてご講演いただきました。

花崎副署長の貴重な経験談をわかりやすくお話しいただき、40分程度の短い時間でしたが、盛りだくさんで内容の濃いご講演でした。また、今回は綱紀監察研修会も開催し、花崎副署長に講師を



お願いいたしました。

第2部の意見交換会は、上月署長をはじめ西税務署幹部の方々、公益社団法人西納税協会から山崎義彰専務理事をご来賓としてお招きし、あちらこちらで懇談の花がさきました。若手会員の参加者も多くなり、これからの活発な支部活動に期待を抱かせる意見交換会でした。終始和やかで和気あいあいとした雰囲気の中でも活気あふれる意見交換の後、名残惜しさを感じながらも、中締めによりお開きとなりました。

『税理士業務処理簿』作っていますか？

税理士法第41条第1項において「税理士・税理士法人は税理士業務に関して帳簿を作成し、委嘱者別に1件ごとに、**税務代理・税務書類の作成・税務相談の内容と顛末**を記載しなければならない」と定められていることをご存じですか。

本会綱紀監察部や税務当局もこの帳簿作成を

重視しており、支部懇談会等でも度々話題とされています。

この「税理士業務処理簿」の様式は非常に簡易であり、記載内容も少なく作成に時間が取られるようなものではありませんので、必ず作成・備付けをするようにしてください。

「税理士業務処理簿」は
近畿税理士会
ホームページに
掲載されています。

近畿税理士会
[http://
www.kinzei.or.jp/](http://www.kinzei.or.jp/)

近税パソネット
IDとパスワードは
お問い合わせください

業務関係
資料室

会場のうら

私の第二の故郷

— * — * — * — * — * — * —

か かわ
わい 合
ゆ き こ
由 紀 子



私の第二の故郷はイタリアのフィレンツェです。といってもイタリア人の血が入っているわけではありません。10年以上前になりますが、約3ヶ月間フィレンツェとキャンティの片田舎にホームステイしました。その時に会った人々や経験が今の私の一部を形成しているといっても過言ではありません。

イタリアに対して抱かれているイメージはどのようなものでしょうか？ブランド品、陽気で女好き、歴史、文化、芸術等様々なイメージがあると思います。私がフィレンツェを第二の故郷とする理由は、日本人とは一味違う生き方や考え方を学び、心地よい人と人との距離感を教えてもらったからです。なんといってもイタリアの素晴らしさは人にあると思います。個性的で独創的、自己主張はするけれど、さり気ない気遣いもする。陽気な面と真面目で少しシニカルな面を持ち、不幸な出来事も結局笑い飛ばしてしまう。勿論出会った人に恵まれていたとは思いますが、イタリア全体がそのような空気に覆われていたという印象です。

また、スローフードという言葉に表されるように食についても豊かでした。贅沢なもの食するという意味ではありません。食にかける時間が贅沢なのです。朝食はカプチーノと甘いパンなど簡単なものですが、昼食と夕食は違います。昼食の準備は12時頃からはじまり、食べ始めるのは2時、食べ終わるのは4時頃になります。夕食も同様に6時頃から準備をはじめ、食事が終わるのは10時頃です。食にかけている時間は1日の内8~9時間にもなります。日本でこんなことはとてもできませんし、イタリアでもビジネスマンや若者は簡単に済ませることが多くなってきているようですが、時間をかけて家族や仲間と美味しいものを食べ、話をすることの素晴らしさを教えてもらいました。

異文化に触れることは人生に彩りを与えてくれます。これからも、様々な文化に触れ、人生を豊かなものにしていきたいです。

私の趣味

— * — * — * — * — * — * —

かわ しま よし あき
川 嶋 善 明

今まで、仕事関係以外で本を手にとることはなかったが、只今読書にはまっている。きっかけは、年明けにドラマとして放映していた、海堂尊原作「螺鈿迷宮」である。

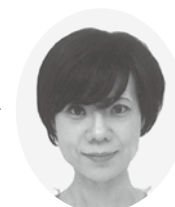
読んでみると、非常にテンポ良く読める文体で大変面白い。一気にその世界に引き込まれ、瞬間に海堂尊のファンとなった。何よりも、脇役を含め、登場人物のキャラクターが個性的である。どの人物も自分のフィールドで日々万全の力を出し、そして決してあきらめない。どんなときも屈することなく目の前の問題に立ち向かい、かつ自分の心にとっても正直である。

現代社会でこのように生きていくことは、不可能に近いと思う。だからこそ非日常的なこの小説の世界に浸ることでいつもと違う刺激を受けることが心地良い。

私の趣味

— * — * — * — * — * — * —

た なか まさ こ
田 中 雅 子



「よく働きよく遊ぶ」をモットーとしている私は、時間を見つけては海外を一人旅する。お仕合せのバックツアーではなく、航空券の手配からプランニングまで全て自分で行う個人旅行だ。地図を片手に地下鉄やバスなどの公共機関を駆使し異国の地を自分の足で歩いて回る。行き先を決めてからガイドブックやインターネット等で、路線図や、その地の美味しいもの、名所等を調べる過程もまた楽しい。そして、どの国へ行っても、必ず訪れる場所は地元のスーパーマーケットだ。スーパーマーケットをひと回りすると、現地の人々の日常生活が垣間見え、観光客用の土産物屋より安く面白く土産を見つけることもできる。また、職業柄、レシートを眺める。日本でいう消費税の税率も課税対象となる物品も、各国様々である。

台湾で受け取ったレシートには、上の方に通し番号が書いてあった。つたない英語でこれは何か

と尋ねたら、宝くじとのことだった。奇数月の25日に、新聞か財務部HP上で当選番号が発表されるらしい。台湾では、レシートを受け取らない人が多く、商店等の脱税に繋がることがあるらしい。

そこで、財政部税務署が脱税対策として考案されたということである。レシートに宝くじをつけ、運がよければ現金が当たるとなれば、消費者もレシートを受け取り持ち帰るだろうし、商店等の脱税も防止できるという考えだ。短期旅行者の私は、レシートを受け取りはしたものの当落の確認はしなかった。もしかしたら当選していたかも・・・。

旅する度に、新たな発見と驚きがある。学生時代初めて海外を旅して以来、その魅力に取りつか

れた私は、年が明け、個人の確定申告から3月決算までの繁忙期が終わり、仕事が一段落すると、心身ともにリフレッシュするため海外を旅したくなる。さあ、今年はどこへ旅しに行こうか。



2013年6月から開始されたNYバイクシェアの風景
(自転車共有プログラム) ニューヨークにて

委員会活動報告

(平成25年12月～平成26年3月)

総務委員会

- 12. 11 第5回役員会
- 1. 8 新春講演会と意見交換会
- 3. 25 第34回支部定期総会議案書作成
- 3. 28 第3回正副支部長委員長会
- 12~3 西税務署玄関前の会員名札版の整備

研修委員会

- 12. 5 第3回ビデオ研修会
- 1. 21 第5回支部研修会
- 2. 10 第4回ビデオ研修会
- 3. 25 第5回ビデオ研修会
- 11~12 第2回研修図書配付

情報化対策委員会

- 3. 24 支部情報システム担当者会議
- 3. 28 第34回支部定期総会議案書作成
- 12~3 支部ホームページの更新

綱紀監察委員会

- 1. 1 綱紀監察研修会
- 2. 10 綱紀監察研修会

税務支援対策委員会

- 1. 28 年金受給者事前相談打合せ

広報委員会

- 12. 5 支部会報第84号の校正
- 12. 11 支部会報第84号の再校正
- 12. 20 支部会報第84号の再々校正
- 12. 26 支部会報第84号の発行
- 3. 26 支部会報第85号の紙面構成と原稿依頼

厚生委員会

- 12. 14 日帰り支部旅行(丹波篠山)
- 1. 30 ボウリング大会
(於：千日前ファミリーボウル)

財務委員会

- 12. 18 第4回財務委員会
- 3. 28 第5回財務委員会
平成25年度決算準備
第34回支部定期総会議案書作成
- 12~3 支部会費未納者に対し督促



委員会だより



第5回 支部研修会

平成26年1月21日(木)午後1時30分よりホテルモントレグラスミア大阪において、平成25年度第5回支部研修会を港支部との共催により開催しました。

講師に税理士の杉田宗久先生をお迎えし「平成25年分確定申告期に留意すべき事項」と題してご講演頂きました。

確定申告期を前にして、所得税法関係を中心に間違いやすい事例を数多く抽出して正しい取り扱いをわかりやすく説明していただきました。

併せて実務における注意点等も丁寧に説明していただき大変有意義で内容のある講演でした。

杉田先生の今後の益々のご活躍をご期待申し上げます。

参加人数	西支部	89人	港支部	27人
	他支部	2人	合計	118人



ボウリング大会

よし むら まさ かつ
吉 村 政 勝

西税務署から上月署長はじめ幹部の方々に参加していただき、支部からは若手、ベテラン入り混じって腕自慢(?)の先生方が多数参加していただきました。

ボールを思うようにコントロールできない珍プ

レーもありましたが、難しいスプリットでもスペアを取るスーパープレーもあり、皆さん一投一投真剣にかつ楽しんでプレーしておられました。

その後会場を移して行われた意見交換会では、ボウリング大会の成績などを話の肴にして大いに盛り上がり、あっという間に時間が過ぎました。

優 勝 花崎 恭一
 準優勝 上野 善昭
 3 位 吉村 政勝



租 税 教 室

かな ざわ きよ し
金 澤 清 資

昨年前担当者の授業を拝見し、今年改めて私が講師を務めました。

西高校は私の母校であり、また最終学歴の学校でもあります。卒業生の中には弁護士や税理士になった人もいますが、その数はかなり少ないように聞いております。

さて授業ですが、教材は「国税庁」のものを使いパワーポイントをスクリーンに投射してマイクを使って行いました。授業は二コマあり同じ内容で行います。生徒数は一コマ約40名でうち男子は5名ぐらいです。流通経済科で簿記を選択している生徒は、ほとんど女子ですので、講義中は非常におとなしい感じを受けました。当然私語や居眠

りをする者もなく、ちゃんと話は聞いてもらえたかなあと感じております。終了後にクラス担当の先生に聞いてみたところ、まじめに聞く生徒がほとんどだそうですが、理解しているかは別です、とのことでした。

私は税理士です、というところからスタートするのですが、「税理士」という職業を知っているかという問いに対しては、男子は全員手を挙げました。きっと目指しているのだろうなあとと思います。

授業は先生以外に税務署の担当官と取材の人がいましたが、私は講義に精一杯でほとんど目に入らなかったです。後日税務署長から当日の写真を頂きましたが、撮られたことも全く覚えていませんでした。ひょっとしたら録音もされていたのか

もしれませんが、話が下手なのはおもかく、内容はまともであったと自負しております。

良い経験をさせていただき、ありがとうございました。



支部会費納入についてのお願い

財務委員会

平素は支部運営に格別のご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

平成26年度の支部会費は、

1. 銀行口座振替を利用されている先生は、5月27日に日本システム収納株式会社より引き落としさせていただきます。
2. 振込納入の先生は、5月末日までにご入金して

いただけますよう、下記の口座にお振込みをお願い致します。

記

三井住友銀行 立売堀支店 普通預金
No.292330

近畿税理士会西支部 支部長 神田有啓
支部会費 24,000円



大阪・奈良税理士協同組合

〒540-0012

大阪市中央区谷町1丁目5番4号

TEL(06) 6941-6888

FAX(06) 6947-2800

URL: <http://www.hanna-zeikyo.jp>

阪奈税協の事業一覧

保険

- 〈全国税理士共栄会〉
VIP大型総合保障制度、全税共年金
- 〈近畿税理士企業共済会〉
総合事業保障プラン
- 〈その他〉
ゴルフアース保険、自動車保険、火災保険

積立年金 阪奈積立年金

共済制度

- 小規模企業共済・中小企業倒産防止共済制度
- 中小企業退職金共済制度

不動産

- 不動産情報(売買、仲介)
- 戸建住宅、マンション
- リフォーム

あっせん事業

- 税理士業務関連、事務用品関連
- 税理士マーク入りクレジットカード
- ゴルフ関連、カーライフ関連
- 人材派遣、レクリエーション関連
- 生活関連、PETガン検診等

西 税 務 署 から の お 知 ら せ

1 ダイレクト納付の利用について

ダイレクト納付は、税務署や金融機関に出向くことなく、自宅やオフィスなどから納付が可能となるなど、非常に利便性があります。関与先に対する利用勧奨と同時に先生方におかれましても、源泉所得税などの納付に積極的なご利用をお願いします。

※ 詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。(www.nta.go.jp)

2 納期限について

平成25年分の申告所得税及び復興特別所得税の延納分の納期限(振替日)は、平成26年6月2日(月)です。

また、平成26年分の消費税及び地方消費税(個人)の中間申告分の納期限と振替納付日は、次のとおりとなっております。関与先に対する納付指導をお願いします。

○ 中間1回目(年3回)、中間1、2、3回目分(年11回)

納 期 限	振 替 日
平成26年6月2日(月)	平成26年6月26日(木)

3 社会保険診療報酬の所得計算の特例の改正について(平成26年分の所得税から適用)

適用対象者から、その年の医業及び歯科医業に係る収入金額が7,000万円を超える者を除外することとされました。

4 記帳義務・記録保存義務の拡大について

平成26年1月から個人で事業や不動産貸付等を行う全ての方(所得税及び復興特別所得税の申告が必要ない方も含みます。)の記帳と帳簿等の保存が必要となりました。

5 資産税の税制改正(平成25年度改正)

平成25年度税制改正により、相続税法及び租税特別措置法の一部が改正されました。

平成27年1月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用される主な改正の内容は、次のとおりです。

(1) 相続税

① 遺産に係る基礎控除

遺産に係る基礎控除額が引き下げられます。

② 相続税の税率構造

最高税率の引上げなど税率構造が変わります。

③ 税額控除

未成年者控除や障害者控除の控除額が引き上げられます。

④ 小規模宅地等の特例

特例の適用対象となる宅地等の面積等が変わります。

(2) 贈与税

① 相続時精算課税

適用対象者の範囲の拡大など相続時精算課税の適用要件が変わります。

② 贈与税(暦年課税)の税率構造

最高税率の引上げや税率の緩和など税率構造が変わります。

(3) 事業承継税制

適用要件の緩和や手続の簡素化など制度の適用要件等が変わります。

※ 詳しくは、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご覧ください。

6 法人税の税制改正 (平成25年度改正)

(1) 生産等設備投資促進税制の創設

平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度において、①国内における生産等設備への年間総投資額が減価償却費を超え、かつ、②国内における生産等設備への年間総投資額が前年度と比較して10%超増加した場合には、新たに国内において取得等をした機械・装置について、30%の特別償却又は3%の税額控除(法人税額の20%を限度)ができることとされました。

(2) 所得拡大促進税制の創設

平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する各事業年度において、以下の要件をすべて満たした場合、国内雇用者に対する給与等支給増加額について、10%の税額控除(法人税額の10%(中小企業者等は20%)を限度)ができることとされました。

【要件】

- ① 基準年度(平25.4.1以後最初に開始する事業年度の直前の事業年度)と比較して5%以上給与等支給額が増加すること
- ② 給与等支給額が前事業年度を下回らないこと
- ③ 平均給与等支給額が前事業年度を下回らないこと

※ 平成26年度改正において、適用年度の延長及び要件の緩和等が行われています。

(3) 雇用促進税制の拡充

税額控除額が増加雇用者1人当たり20万円から40万円に引き上げられました(平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する事業年度に適用されます。)

※ 所得拡大促進税制とは選択適用です。

(4) 中小法人の交際費課税の特例の拡充

平成25年4月1日以後開始する事業年度について、中小法人の交際費のうち、損金の額に算入することができる定額控除限度額が600万円から800万円に引き上げられるとともに、定額控除限度額までの金額の10%の損金不算入措置が廃止されました。

7 復興特別所得税の適正な源泉徴収についてのお願い

所得税の源泉徴収の対象とされている所得について、復興特別所得税の徴収漏れや計算誤りがないか、今一度、次の点をご確認ください。

- ① 毎月の給与や賞与から源泉徴収する税額は、平成25年分以後の「源泉徴収税額表」に基づき算出していますか。
- ② 平成25年分の年末調整による年調年税額は、年調所得税額に102.1%を乗じて算出していますか。
- ③ ご使用の給与システムは、復興特別所得税に対応したものとなっていますか。

大阪府からののお知らせ

法人事業税・府民税の申告は電子申告で！



【大阪府での対象手続】

- 《電子申告》
 - ・法人府民税、法人事業税及び地方法人特別税の申告
- 《電子申請・届出》
 - ・法人設立／設置届出書／異動届
 - ・申告書の提出期限の延長の処分等の届出書・承認申請書
 - ・申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出書

大阪府では、全国共通の地方税電子申告システム（eLTAX：エルタックス）を利用し、インターネットによる申告受付を行っています。是非、ご利用ください。

*詳しくは [eLTAXのホームページ](http://www.eltax.jp/) <http://www.eltax.jp/>
 eLTAXのヘルプデスク 0570-081459

自動車税の納期限は、6月2日(月)です

自動車税は4月1日現在の所有者(使用者)にかかります。納付は納税通知書裏面に記載の金融機関・郵便局・コンビニエンスストア又は府税事務所で、納期限までにお忘れなく。また、クレジットカードによる納付も可能です。(納税通知書に同封しておりますチラシをご覧ください。)



※自動車税に関するお問い合わせは
 自動車税コールセンター 「0570-020156」まで
 受付時間 9:00～17:30 (土・日・祝日・年末年始はご利用いただけません)
 PHSやIP電話等でつながらない場合は、06-6776-7021までお願いします。

大阪市弁天町市税事務所からののお知らせ

市税の納付は、安全・確実・便利な口座振替をご利用ください。

個人市・府民税(普通徴収)及び固定資産税・都市計画税(土地・家屋)、固定資産税(償却資産)の納付は口座振替・自動払込をぜひご利用ください。

- (メリット)
- 現金を持ち歩く必要がなく、安全です。
 - うっかり納め忘れる心配がなく、納付が確実です。
 - 金融機関等へ出かける手間がいらず、お忙しい方には便利です。

省資源化、経費削減にもつながりますので、ご協力をお願いします。

大阪市内の金融機関(一部金融機関を除く。)または各市税事務所に備えつけの「大阪市徴収口座振替依頼書・自動払込利用申込書兼廃止届書」に記載の申込受付期限をご確認のうえ、取扱金融機関窓口でお申込みください。(各種保険料も同時に申し込むことができます。)

お申し込みの際には「納税通知書」など台帳番号のわかるもの、「預貯金通帳」、「通帳届出印」をご持参いただければ、その場で手続が可能です。

そのほか、お送りしている市税の納付書のうち、ペイジーマークのついた納付書では、インターネットバンキング・ATM(ペイジー対応)等での納付ができます。

また、バーコードが印刷された納付書では、休日・夜間を問わずコンビニエンスストア(30万円以下に限る。)での納付ができます。



《問い合わせ先》

大阪市財政局船場法人市税事務所収納対策担当(収納管理グループ)

電話番号 06-4705-2931 FAX番号 06-4705-2905

※問い合わせ可能日、可能時間(平日9:00～17:30(金曜日は9:00～19:00))

(ペイジーマーク)

日帰り支部旅行

なが はた ひろ ふみ
長 畑 裕 史

～ ぼたん鍋 ～

支部の日帰り旅行の案内をいただいた時、まず思ったのは「えっ、本場のぼたん鍋が4000円で食べられるの?」ということでした。私は兵庫県下に在住していますので、子供がまだ小さくて可愛かった頃、何度か家族で篠山を訪れたことがあります。家内も「ぼたん鍋食べたい。」と言っていました。いざ店の前でその料金表を眺めると「家族4人で食べると〇万円か!」とつい尻込みをしてしまい、結局篠山のぼたん鍋を今まで食す機会がありませんでした。というわけで、早速参加させていただくことにした次第です。

当日は集合時間に遅れてはならじと早めに家を出ました。集合場所では、寒い中世話役のY〇先生が、バスの横で旗を持って待っていて下さいました。お疲れ様です。集合時間に遅れた方がおられたようで、バスは予定より少し遅れて、一路篠山へ向けて出発し、車内では早速缶ビールとおつまみが配られました。

ふと気がつくと、バスはもう篠山の街に入っていました。つい、ウトウトしてしまったようです。街の中心部の駐車場でバスを降り、昼には少し時間がありましたので、どこか見学かと思っておりましたが、いきなり昼食とのこと。眼と鼻の先の店に直行です。店の二階に案内され、早速宴会が始まりました。ここでもいきなり「乾杯の発声を」と言われましたが、ぼたん鍋に夢中で誰も聞いている様子もないので、支離滅裂なあいさつを取り敢えず「乾杯!」と言ってごまかしました。

肝心のぼたん鍋ですが、肉も見かけによらず柔らかく、味噌仕立ての鍋は少ししつこいかなとも思いましたが、思いの外すんなりとお腹に収まりました。あっという間に完食してしまい、時計を

見るとまだ12時を少し回ったばかりです。幹事のT〇先生からは「帰りのバスの出発まで各自自由!」とのお話がありましたので、腹ごなしに少し街をぶらつくことにして店をでました。

店の前で合流した7～8人の先生方と通りの店先を冷やかしながら西へ。どうやら黒豆パンの美味しい店があるとのことで、そこを目指すことになったようです。商店街の一番西のはずれでお目当てのパン屋を発見。皆さん3個入り525円の黒豆パンを購入。私は試食をと思って「1個」と言ったのですが「バラ売りはしてません。」と素っ気ない返事。結局3個入りを二袋買ってしまいました。

この後、武家屋敷の面影が残る通りを昼間のビールの所為もあって「トイレはどこや」などと賑やかに言いながら散策し、篠山城跡の掘割をぐるっと巡って集合場所に向かいました。途中、一人の先生の所在が分からなくなる騒ぎがありましたが、武家屋敷の辺りまで後戻りして無事合流。ところが、やれやれと思ったのも束の間、その先生「足が痛くて歩けない」とのこと。ちょうどその時100mほど先を集合場所に向かう観光バスの姿が見えました。〇先生と二人「おーいっ!」と手を振りながら走りましたが、還暦を過ぎた二人では追いつくはずもありません。結局、件のバスに後で迎えに来てもらって何とか帰路につくことができました。

買った黒豆パンは車内で少しずつお裾分けして完食してしまいました。



葉月会のご案内

葉月会は近畿税理士会西支部に所属する45歳以下の税理士で構成される任意団体で、主に会員の資質向上のための研修と相互親睦活動を行っています。45歳を超えても、他支部へ

転出しても準会員として参加いただけます。

さらに、認定研修の認定団体となりましたので、葉月会の行う研修は原則として研修規則に係る認定研修となります。

新入・転入会員です、よろしくお願ひします。



氏名 堀 竜也
 生年月日 昭和50年4月5日
 出身地 兵庫県
 血液型 AB型
 事務所 西区北堀江1-1-4
 長堀新興産ビル10F
 吉田昌弘税理士事務所

TEL 06-6531-0722
 経歴 関西大学法学部卒業。大阪経済大学経営学部
 修士課程修了。
 趣味 ゴルフ
 信条 明鏡止水
 一言 よろしくお願ひ致します。



氏名 猪山 洋子
 出身地 兵庫県
 事務所 西区江戸堀2-5-27
 朝日税理士法人
 TEL 06-6223-1000
 趣味 旅行。ゴルフ。
 信条 誠意を尽くして、自らの役
 割を果たしていきたいと思
 います。

一言 何分未熟者ですので、先輩諸先生方に色々
 教えて頂きたく、よろしくお願ひ致します。



氏名 川田 茂和
 生年月日 昭和52年1月27日
 出身地 大阪府
 血液型 A型
 事務所 西区北堀江2-11-14
 セイジョウハイム803
 TEL 06-6586-9397

趣味 野球観戦
 信条 有言実行
 一言 税理士として、企業の経営者に信頼を得
 ることができるよう頑張りたいと思いま
 す。よろしくお願ひ申し上げます。



氏名 岩崎 大
 生年月日 昭和57年1月27日
 出身地 大阪府
 血液型 AB型
 事務所 西区北堀江2-1-11
 久我ビル10F
 TEL 06-6535-6666

経歴 平成16年3月 大阪経済大学経営学部卒業
 平成16年4月 大原簿記法律専門学校入社
 平成23年9月 税理士法人Brain Trust
 入社

趣味 音楽鑑賞
 信条 謙虚にして驕らず、さらに努力を
 一言 何事にも前向きに、全力で取り組んで参りま
 す。よろしくお願ひ申し上げます。



氏名 濱崎 幸将
 生年月日 昭和58年12月14日
 出身地 大阪府
 血液型 B型
 事務所 西区北堀江3-5-5
 メゾン・ド・オーク201
 TEL 06-6563-9570

経歴 東淀川区の税理士事務所にて約4年勤務。
 平成25年12月 税理士試験合格。
 平成26年3月 独立。今に至ります。
 趣味 旅行。スノーボード。読書。
 信条 為せば成る。
 一言 まだまだひよっこ税理士ではありますが一生
 懸命頑張りたいと思います。ご指導ご鞭撻の
 程よろしくお願ひいたします。



氏名 林 愛子
 生年月日 昭和57年10月19日
 出身地 奈良県
 血液型 B型
 事務所 西区西本町2-1-8-601
 TEL 06-6616-9073

経歴 平成17年 京都大学理学部卒
 平成19年 京都大学大学院生命科学研究所修
 士課程終了
 平成21年 税理士法人プライスウォーターハ
 ウスクーパーズ入所
 平成25年 林圭次税理士事務所を経て
 平成26年 開業

趣味 散歩
 信条 情けは人のためならず
 一言 この度、近畿税理士会西支部に入会させて頂
 きました林愛子と申します。平成25年9月に
 登録したばかりの未熟者ではありますが、皆
 様のお役に立てるよう精進してまいりますの
 で、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひ致し
 ます。



氏名 西川 哲也
 生年月日 昭和45年11月21日
 出身地 京都府
 血液型 B型
 事務所 西区西本町1-10-10
 TEL 06-6535-9950

一言 よろしくお願ひ申し上げます。

会員の動き

平成25年12月1日～平成26年3月31日

◎新入・転入しました。よろしくお願ひします。

入会日	登録番号	氏名	区分	事務所所在地	電話番号	FAX番号	備考
25.12.17	126040	角川直子	入会	西区鞠本町1-11-7 信濃橋三井ビルディング9階 AGS税理士法人大阪支社	6449-6678	6449-6698	
25.12.17	126051	猪山洋子	入会	西区江戸堀2-5-27 朝日税理士法人大阪事務所	6223-1000	6223-1001	
25.01.07	124877	中口信勝	転入	西区南堀江1-22-3 TK南堀江901 浦野充敏税理士事務所	6536-7560	6536-7561	東大阪より
26.01.22	122850	川田茂和	転入	西区北堀江2-11-14 セイジョウハイム803	090-1077-2185	—	北より
26.01.23	126227	岩崎大	入会	西区北堀江2-1-11 久我ビル10階 税理士法人Brain Trust	6535-6666	—	
26.02.19	126364	西村穰	入会	西区西本町1-13-13 幸福相互ビル5階B	090-6601-8796	—	
26.02.19	126403	濱崎幸将	入会	西区北堀江3-5-5 メゾン・ド・オーク201	6563-9570	—	
26.02.19	126410	石田憲雄	入会	西区阿波座1-4-4 野村不動産四ツ橋ビル8階 TFG税理士法人	6538-0872	6538-0896	
26.02.22	125442	林愛子	転入	西区西本町2-1-8-601	6616-9073	6616-9074	浪速より
26.03.11	107135	西川哲也	転入	西区西本町1-10-10 オーエックス西本町ビル	6535-9950	6535-9951	宇治より
26.03.26	126632	中壺政勝	入会	西区京町堀1-17-23 入貝ビル 玉置裕税理士事務所	6445-0330	6445-0329	
26.03.26	126653	長谷部貴史	入会	西区鞠本町1-10-4 井出ビル501 税理士法人岡本事務所	6441-0233	6443-2358	
26.03.26	126669	西田裕子	入会	西区立売堀1-2-12 税理士法人ガルベラ・パートナーズ大阪事務所	6535-8829	6535-8848	

◎転出・退会しました。お世話になりました。

転出日	登録番号	氏名	区分	事務所所在地	電話番号	FAX番号	備考
25.12.13	12050	藤井良治	退会	西区西本町1-5-3 扶桑ビル	6531-4567		死亡
25.12.24	93771	後藤英夫	転出	大阪市北区大深町3-40-1212	6136-7688		大淀へ
26.01.06	111149	村中秀行	転出	大阪市天王寺区空堀町15-20 清水谷ビル205	4303-5741		天王寺へ
26.01.28	119730	廣崎利之	転出	大阪市中央区久太郎町3-5-26 谷口悦第2ビル7階	6245-7719		東へ
26.03.11	10009	沖見圭祐	退会	西区阿波座1-2-10 本町岡村ビル3階	6538-0738		業務廃止
26.03.17	120422	荒川剛	退会	西区阿波座1-5-2 第4富士ビル	6536-5572		業務廃止
26.03.25	10591	吉田廣持	退会	西区北堀江1-1-4 長堀新興産ビル10階	6531-0722		業務廃止
26.03.31	75772	辻幸雄	退会	西区江戸堀1-23-26 西八千代ビル7階A号室	6441-4425		業務廃止

3月31日現在 会員数 340名 法人会員数 28件



フィレンツェ (津國 孝二会員)



ベネツィア (津國 孝二会員)



ピサの斜塔 (津國 孝二会員)



沖縄(万座毛) (尾本 美恵子会員)



首里城 (尾本 美恵子会員)

◆ 書面添付(法33条の2)の励行と「電子申告・納税等開始届出書」の早期提出を!

編集後記

さわやかな季節もすぎ、また暑い夏がやってきます。

ソチオリンピック・パラリンピックでの日本選手の活躍にはお茶の間で大いに盛り上がりました。また、6月にはブラジルでサッカーのワールドカップが開催されます。日本代表の活躍に期待したいものです。

税理士業界も税理士法の改正・消費税率8%に引上げ・毎年改正される税制等、日々研鑽が続きます。「おおさか西」は会員交流の場です。原稿・写真等ご投稿をよろしく申し上げます。(尾本美恵子)